

第5期北海道障がい福祉計画について	第6期北海道障がい福祉計画について[たたき台]	備 考
<p>1 計画策定の目的等</p> <p>(1) 計画の目的</p> <p>障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。</p> <p>また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。</p> <p>道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとします。</p> <p>なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第4期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づく「第1期障がい児福祉計画」については、本計画へ統合することにより、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。</p> <p>(2) 計画期間及び内容</p> <p>計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第5期計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第4期計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとします。</p> <p>市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画」（平成28年度～平成37年度）の「生活・安心（いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす）」の障がい施策分野における個別計画で、障害者基本法に基づき策定している「北海道障がい者基本計画」（平成25年度～平成34年度）の実施計画として位置付けることとしています。</p> <p>なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p>	<p>1 計画策定の目的等</p> <p>(1) 計画の目的</p> <p>障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。</p> <p>また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。</p> <p>道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとします。</p> <p>なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づく「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。</p> <p>(2) 計画期間及び内容</p> <p>計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第6期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第5期計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとします。</p> <p>市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定めます。</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画」（平成28年度～令和7年度）の「生活・安心（いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす）」の障がい施策分野における個別計画で、障害者基本法に基づき策定している「北海道障がい者基本計画」（平成25年度～令和4年度）の実施計画として位置付けることとしています。</p> <p>なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p>	<p>※国の指針に基づき修正</p> <p>※国の指針に基づき修正</p>

第5期北海道障がい福祉計画について	第6期北海道障がい福祉計画について[たたき台]	備 考
<p>※障 害 保 健 福 祉 圏 域 の 設 定 第4期計画と同様に、本道を21圏域として設定します。</p> <p>図1 【計画の位置付け】 (略)</p> <p>3 計画の策定体制等 (1) 計画の策定体制 ア 審議会等における協議 計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。 なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて協議します。</p> <p>イ 関係部局との協議 北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。 (2) 市町村との連携 21の障害保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換を行います。 (3) 道民等の意見反映 関係団体との意見交換を行うほか、道民の意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施します。</p> <p>4 計画策定のポイント 計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年3月に国から示された基本指針は、乳幼児から学齢期、さらには卒業後の就労に至る成人期までの生活環境が変化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある子どもへの支援や就労支援を含め一体的な推進を図るため、「第4期障がい者就労支援推進計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を包含し一体的に策定することとします。 なお、成果目標については、国の基本指針及び第4期計画の実績等を踏まえた上で設定します。</p>	<p>※障 害 保 健 福 祉 圏 域 の 設 定 第5期計画と同様に、本道を21圏域として設定します。</p> <p>図1 【計画の位置付け】 (略)</p> <p>3 計画の策定体制等 (1) 計画の策定体制 ア 審議会等における協議 計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。 なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて協議します。</p> <p>イ 関係部局との協議 北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。 (2) 市町村との連携 21の障害保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換を行います。 (3) 道民等の意見反映 各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体等を通じてアンケート調査を実施するとともに、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施します。</p> <p>4 計画策定のポイント 計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年5月に国から示された基本指針は、第5期計画の基本指針とほぼ同様となっていることから、基本的な骨格については、第5期計画を踏襲することとします。 なお、成果目標については、国の基本指針及び第5期計画の実績等を踏まえた上で設定します。</p>	<p>※新型コロナウイルス感染症対策として、道民の意見聴取方法を変更。</p> <p>※国の指針に基づき修正</p>

第5期北海道障がい福祉計画について	第6期北海道障がい福祉計画について[たたき台]	備 考
<p>(参考：第5期北海道障がい福祉計画に定める成果目標)</p>	<p>(参考：国指針に定める成果目標)</p>	
<p>区分 平成32年度目標に対する国指針の考え方</p>	<p>区分 令和5年度目標に対する国指針の考え方</p>	<p>※国の指針に基づき修正</p>
<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行 平成28年度末時点の施設入所者の3.8%以上の者が平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。</p>	<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</p>	
<p>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 平成32年度末までに圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p>	<p>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>※国の指針においては、協議の場を設置することを基本とする考え方は削除されたものの、北海道においては、継続して目標を定める。</p>
<p>平成32年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後一年以上の長期入院患者数とすることを基本とする。</p>	<p>令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</p>	
<p>平成32年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にするこ や入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上、入院後一年時点の退院率を90%以上とすることを基本とする。</p>	<p>令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。</p>	
<p>地域生活支援拠点の整備 平成32年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。</p>	<p>令和5年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にするこ とや入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後一年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。</p>	
<p>福祉施設から一般就労への移行 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。</p>	<p>地域生活支援拠点等が有する機能の充実 令和5年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>	
<p>就労移行支援事業の利用者数を平成32年度中に平成28年度の2割以上とすることを基本とする。</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p>	
<p>就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p>	<p>就労移行支援事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。</p>	
<p>就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。</p>	<p>就労支援継続A型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。</p>	
<p>障がい児支援の提</p>	<p>就労支援継続B型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。</p>	
<p>平成32年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。</p>	<p>令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p>	
<p>障がい児支援の提</p>	<p>就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>	
<p>障がい児支援の提</p>	<p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。</p>	
<p>障がい児支援の提</p>	<p>令和5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</p>	

第5期北海道障がい福祉計画について	第6期北海道障がい福祉計画について[たたき台]	備 考
<p>平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>	<p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> <p>市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。</p> <p>指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を継続することを基本とする。</p>	
<p>5 計画推進のための基本的事項</p>	<p>5 計画推進のための基本的事項</p>	
<p>(1) 目指す方向</p>	<p>(1) 目指す方向</p>	
<p>○ 道では、これまで、施設からの退所が可能な方々の地域生活への移行や、精神障がいのある人の退院を促進するとともに、サービス基盤の地域間格差を縮小しながら、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤、就労の場、地域生活支援拠点などの整備に努めてきているほか、「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、東日本大震災の体験を生かした災害に備えた地域づくりを進めてきたところです。</p> <p>○ 第5期計画においては、これらのほか、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、障がいのある子どもや障がいのある人が家族と安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。</p>	<p>○ 道では、これまで、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進や、災害に備えた地域づくりを進めてきたところです。</p> <p>○ 第6期計画においては、これらのほか、「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、障がいのある子どもや障がいのある人が家族と安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。</p>	
<p>(2) 推進のための基本的な考え方</p>	<p>(2) 推進のための基本的な考え方</p>	
<p>① 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。</p>	<p>① 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。</p>	
<p>② 権利擁護の推進</p> <p>北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待</p>	<p>② 権利擁護の推進</p> <p>北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待</p>	

<p>第5期北海道障がい福祉計画について</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画について[たたき台]</p>	<p>備 考</p>
<p>や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。</p> <p>③ 地域生活支援体制の充実 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。 また、乳幼児期や学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。</p> <p>④ 意思疎通支援・情報提供の充実 障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーション環境の整備や情報のアクセシビリティの向上を図るため情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。</p> <p>⑤ サービス提供基盤の整備 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努める。 また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。</p> <p>⑥ 障がい児支援の充実 発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。</p> <p>⑦ 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援 発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。</p>	<p>や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。</p> <p>③ 地域生活支援体制の充実 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めます。 また、乳幼児期や学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。</p> <p>④ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進 障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。 また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。</p> <p>⑤ サービス提供基盤の整備 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。 また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。</p> <p>⑥ 障がい児支援の充実 発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。</p> <p>⑦ 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援 発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。</p>	<p>※国の指針に基づき文言整理</p> <p>※条例の趣旨に即して修正</p>

第5期北海道障がい福祉計画について	第6期北海道障がい福祉計画について[たたき台]	備 考																						
<p>⑧ 精神保健福祉・医療施策の充実 精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。</p> <p>⑨ 就労支援施策の充実・強化 障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。</p> <p>⑩ 人材の養成・確保及びサービスの質の向上 サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。 また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。</p> <p>⑪ 安全確保に備えた地域づくりの推進 市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。</p> <p>⑫ 計画の推進管理 成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ、課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。</p>	<p>⑧ 精神保健福祉・医療施策の充実 精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。</p> <p>⑨ 就労支援施策の充実・強化 障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。</p> <p>⑩ 人材の養成・確保及びサービスの質の向上 サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。 また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。</p> <p>⑪ 安全確保に備えた地域づくりの推進 市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。</p> <p>⑫ 計画の推進管理 成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ、課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。</p>	<p>※2021.4までには障害者の法定雇用率は2.3%に引き上げられる予定であることから、更なる民間企業の取組の促進と、その支援について推進することとし、修正する。</p>																						
<p>第5期 北海道障がい福祉計画策定スケジュール</p> <table border="1"> <tr> <td>9月</td> <td>○タウンミーティング</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>○北海道障がい者施策推進審議会</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>○計画(素案)～議会報告 ○素案に対するパブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>○北海道障がい者施策推進審議会 ○計画(案)～議会報告</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>○計画策定</td> </tr> </table>	9月	○タウンミーティング	10月	○北海道障がい者施策推進審議会	12月	○計画(素案)～議会報告 ○素案に対するパブリックコメント	2月	○北海道障がい者施策推進審議会 ○計画(案)～議会報告	3月	○計画策定	<p>第6期 北海道障がい福祉計画策定スケジュール</p> <table border="1"> <tr> <td>9月</td> <td>○関係団体等を通じてアンケート調査(当事者の意見聴取)</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>○北海道障がい者施策推進審議会</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>○計画(素案)～議会報告 ○素案に対するパブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>○北海道障がい者施策推進審議会</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>○計画(案)～議会報告</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>○計画策定</td> </tr> </table>	9月	○関係団体等を通じてアンケート調査(当事者の意見聴取)	10月	○北海道障がい者施策推進審議会	12月	○計画(素案)～議会報告 ○素案に対するパブリックコメント	1月	○北海道障がい者施策推進審議会	2月	○計画(案)～議会報告	3月	○計画策定	
9月	○タウンミーティング																							
10月	○北海道障がい者施策推進審議会																							
12月	○計画(素案)～議会報告 ○素案に対するパブリックコメント																							
2月	○北海道障がい者施策推進審議会 ○計画(案)～議会報告																							
3月	○計画策定																							
9月	○関係団体等を通じてアンケート調査(当事者の意見聴取)																							
10月	○北海道障がい者施策推進審議会																							
12月	○計画(素案)～議会報告 ○素案に対するパブリックコメント																							
1月	○北海道障がい者施策推進審議会																							
2月	○計画(案)～議会報告																							
3月	○計画策定																							